○東北地方整備局告示第百二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和二年八月七日

東北地方整備局長　梅野　修一

第１　起業者の名称　青森県

第２　事業の種類　一般国道338号改築工事（大湊Ⅱ期バイパス）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　青森県むつ市大字大湊字大近川、字水上ノ内薪取道、字大惣沢ノ内鹿石畑、字大川守、字西ノ平、字鷹待、字大沢、字八森及び字八森ノ内大久保、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町並びに大湊浜町地内

２　使用の部分　青森県むつ市大字大湊字大近川、字水上ノ内薪取道、字大川守、字鷹待、字大沢、字八森及び字八森ノ内大久保、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町並びに大湊浜町地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、青森県むつ市大字大湊字石橋地内から同市大湊浜町地内までの延長4,843ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道338号改築工事（大湊Ⅱ期バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道338号改築工事（大湊Ⅱ期バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従前の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である青森県は、既に本件事業を開始していること、本件区間は、道路法第13条第１項による指定区間外の区間であり、本件区間の道路管理者である青森県は、道路法第74条の規定による国道を改築する場合の認可を受けていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道338号（以下「本路線」という。）は、北海道函館市を起点とし、青森県下北郡大間町、むつ市及び三沢市等を経由して、同県上北郡おいらせ町へ至る延長約260kmの主要幹線道路である。

本路線は、半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づき、青森県が作成した下北地域半島振興計画において、一般国道279号等とともに半島循環道路に指定されており、青森県の南部地方と下北地方の沿岸地域とを周回するように連絡し、むつ市においては、地域住民の生活交通のほか、沿線の自衛隊大湊病院や海上自衛隊大湊地方総監部等を往来する交通にも広く利用される重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず、幅員が狭小な２車線の道路であり、周辺地域から集中する生活交通と、むつ市中心市街地から本路線の沿線地域等を往来する通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、むつ市大湊上町地内で12,267台／日であり、混雑度は1.92となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通やむつ市中心市街地とを往来する地域の生活交通等を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるとともに、一般国道279号の改築として青森県が整備を進める下北半島縦貫道路とむつ市地内において本路線が連結する計画によって、下北地方と青森県内外とを往来する交通の走行性の向上も期待されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和元年10月に任意で大気質及び騒音等の影響、動植物に関する調査を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音等については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるオジロワシ及び下北半島のニホンザル、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているカジカ中卵型、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヒメケシゲンゴロウ及びカワヤツメ属の一種、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、キマダラモドキ及びコウベツブゲンゴロ

ウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているホソバツルリンドウ、絶滅危惧Ⅱ類又は準絶滅危惧として掲載されているエビネ属の一種、準絶滅危惧として掲載されているノウルシ及びタマミクリが確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、今後、青森県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和50年３月13日に都市計画決定され、平成８年11月15日及び平成21年８月31日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合している。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、下北地方の自治体の長等からなる下北総合開発期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認

められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　青森県むつ市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地　青森県むつ市大字大湊字水上ノ内薪取道、字大惣沢ノ内鹿石畑、字大川守、字西ノ平、字鷹待、字大沢、字八森及び字八森ノ内大久保、宇田町、川守町、大湊上町並びに大湊浜町地内